

## モニタ設備の点検作業仕様書

### 1. 目的

本件は、核燃料調製設備等の各設備に供給されているプロセス冷却水中及びプロセス蒸気中への放射性物質の漏えいによる汚染を連続監視しているモニタ設備の維持管理のために行う点検作業である。

### 2. 概要

本件は、モニタ設備の維持管理のために行う点検作業である。モニタ設備の消耗部品の交換、各単体機器の機能検査及び調整、モニタ設備全体の総合機能試験及び調整等を行うものである。

### 3. 作業場所

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所  
臨界ホット試験技術部 臨界技術第1課 NUCEF実験棟B 補助機械室B

### 4. 納期

令和7年2月28日

### 5. 作業期間

契約締結後～令和7年2月28日

詳細日程については、別途打合せにより決定する。但し、土曜日、日曜日、祝日、その他当機構が指定する日を除く。

### 6. 作業範囲

モニタ設備の系統図を図-1に示す。

#### 6.1 単体機能検査

- (1) デジタルレートメータ
- (2) プリアンプ
- (3) 低圧電源モジュール
- (4) 高圧電源モジュール

#### 6.2 総合機能試験

- (1) プロセス冷却水モニタ
- (2) プロセス蒸気モニタ
- (3) 警報作動試験
- (4) 放射線監視盤点検

#### 6.3 消耗部品交換

- (1) デジタルレートメータモジュール リチウム電池：2個（2台分）
- (2) プリアンプ ゲインボリウム蓋用パッキン：2個（2台分）

## 7. 支給及び貸与品

### (1) 支給品

- 1) 点検用計器類に用いる電気等
- 2) 放射線防護資材 (ゴム手、綿手等)

### (2) 貸与品

- 1) OSLバッチ
- 2) 放射線防護具 (作業靴等)

## 8. 提出書類

以下の図書を提出すること。

(1) 品質保証計画書	(契約後速やかに)	1部
(2) 作業工程表	(契約後速やかに)	1部
(3) 点検作業要領書* <sup>2</sup>	(作業開始2週間前)	3部
(4) 作業者名簿	(作業開始2週間前)	1部
(5) 指定登録、指定解除依頼書 (機構様式)	(作業開始2週間前)	1部
(6) 計器 (基準器) 成績書* <sup>1</sup>	(作業開始2週間前)	1部
(7) 工事・作業安全チェックシート	(作業開始2週間前)	1部
(8) 工事・作業管理体制表	(作業開始2週間前)	1部
(9) KY・TBM実施記録	(実施後速やかに)	1部
(10) 点検作業報告書	(作業終了後速やかに)	3部
(11) 作業日報	(1日の作業終了ごと)	1部

その他必要な書類がある場合、随時提出すること。

\*1: 本書類は、当該機器が校正有効期限内であること、公的検定機関等が定めた計量標準に対してトレーサビリティが得られていることを確認できる書類であること。また、校正証明書に標準器が記載されているものは、被校正機器に使用した標準器の校正証明書の写しを提出すること。

\*2: ホールドポイントチェックシートを点検作業要領書に添付すること。

### 【提出場所】

茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所 臨界ホット試験技術部 臨界技術第1課  
燃料サイクル安全工学管理棟 209号室

## 9. 検収条件

本仕様書に基づきすべての作業が完了していること、及び第8項に定める提出図書が所定の数量提出されていることをもって検収とする。

## 10. 検査員及び監督員

### 検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

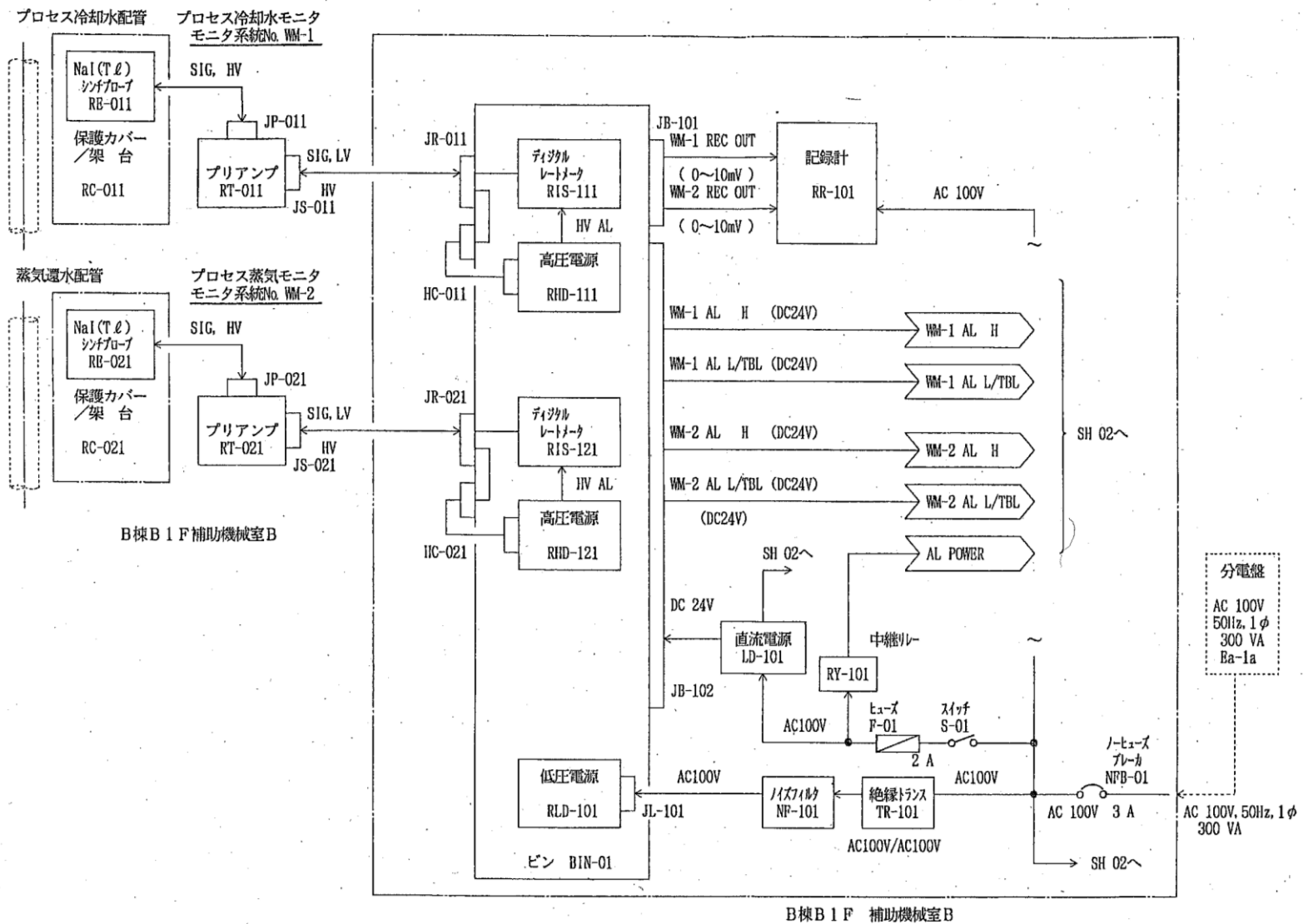
### 監督員

- (1) モニタ点検 臨界ホット試験技術部 臨界技術第1課員

## 11. 特記事項

- (1) 作業担当者は、ホールドポイントチェックシートにより、各ホールドポイントを確認した後、次の工程に進むこととする。
- (2) 本仕様書において、疑義が生じた場合、当機構担当者と協議の上決定する。
- (3) 作業を実施するに当たっては、関係法令及び当機構の諸規則を遵守すること。また、必要に応じて作業時の安全を確保するための措置（5S、報連相の遵守など）を施すこと。
- (4) 本作業は、管理区域内作業のため、放射線業務従事者の指定を行い、当機構が実施する保安教育を受講すること。また、作業時には当機構担当者及び放射線管理担当者の指示に従うこと。
- (5) 作業員を指揮・監督するとともに現場の安全管理を行う者は、原子力科学研究所内規定の「作業責任者等認定制度の運用要領」に基づき、作業責任者等教育を受講し、作業責任者等認定を受けてから作業を実施すること。
- (6) 作業開始前には機構担当者とともに、本作業において想定されるリスクを抽出し、危険（有害）事象発生（災害健康障害）の可能性を明らかにするとともに、その大きさに応じてリスクを除去・低減するために必要な事項（対策）を決定し、「原子力科学研究所リスクアセスメントの実施要領」に定めるワークシートに記入し提出すること。
- (7) 作業内容及び作業安全については、事前に原子力機構と綿密な打ち合わせを行い、特に作業の安全確保については、受注者側で万全を期して作業を行うこと。毎日の作業開始前には機構担当者とともに「危険予知（KY）活動及びツールボックスミーティング（TBM）実施要領」の定めによりKY及びTBMを実施（原子力機構指定のワークシートに記入）し、情報の共有化を図り、災害防止に努めること。
- (8) 作業における計画外作業は禁止する。計画外作業が生じるおそれやその兆候を認めた場合は作業を中止し、機構担当者より指示があるまで作業を再開しないこと。
- (9) 異常事態が発生した場合、機構担当者の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がある原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、受注者による原因分析や対策検討の結果について機構の確認を受けること。
- (10) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用する。

以上



SH 01

図-1 モニタ設備系統図 (1 / 2)

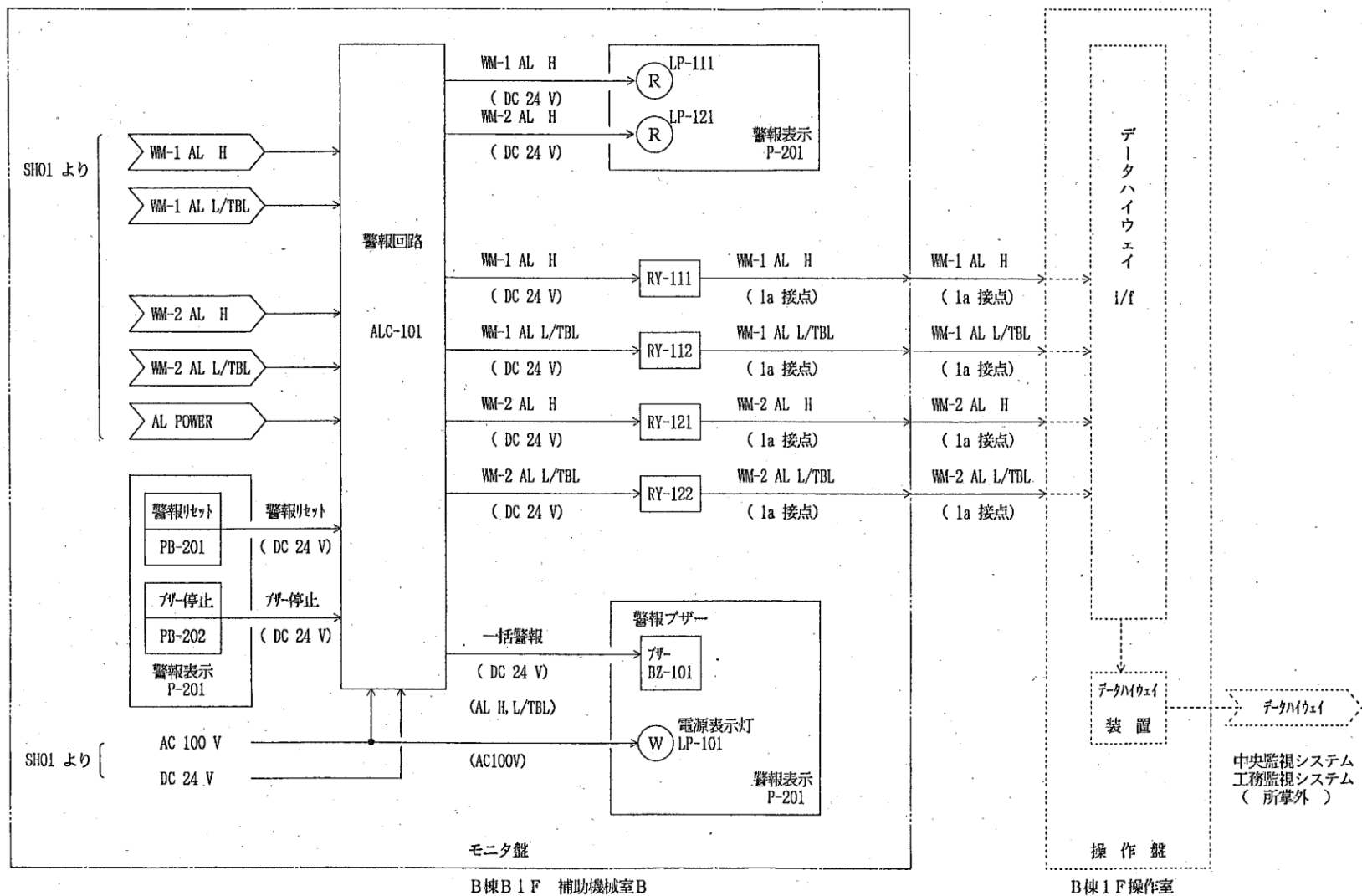


図-1 モニタ設備系統図 (2/2)